

第17回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会県予選会実施要項

- 1 日 時 令和7年2月23日（日） 午前9時開館
2 場 所 ALSOK ぐんま武道館 大道場（アップ会場：第2道場午前中）
3 受付要領 受付時間：9時20分から9時40分
受付場所：1階大道場入口
受付時に持参する物：支部名の名札、紅白目印、面マスクまたはマウスガード

4 年齢区分

- ① 先鋒 高校生 ※高専学生は1～3年生が出場可能。（高体連一任）
② 次鋒 大学生 ※高専学生は4～5年生が出場可能。短大生も含む。
③ 五将 18歳以上（高校生・大学生は除く）
※大学院生・大学研究生・専門学生は含む。
④ 中堅 30歳以上
⑤ 三将 30歳以上
⑥ 副将 40歳以上
⑦ 大将 50歳以上
※五将から大将の職業は問わない。

5 出場資格

- (1) 群馬県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟登録者規定に適合している者。また、本予選会日及び本大会開催日も引き続き当連盟の登録会員であること。
(2) 年齢基準は本大会前日（7月12日）とする。
(3) 高校生および大学生の出場基準は、大会当日とする。
(4) 予選会出場は1ヶ所とし、違反した者は出場を取り消す。
(5) 大学生の予選会出場は、大学生個人が登録している剣連および出身高校の剣連のいずれか1ヶ所とし、違反した者は出場を取り消す。

☆群馬県剣道連盟の登録会員とは、当連盟に入会金を収めて入会した者

- ・過去に当連盟又は当連盟各支部において、昇段審査を受審した者及び当連盟会長の推薦を受けて称号を受審した者は入会している。
- ・過去に当連盟で審査を受けていない者は、入会していない可能性がある。
- ・当連盟又は支部で昇段審査を受審後、転勤や転校で他府県の連盟に移動後、再度当連盟に戻った者は入会金納入の必要はないので別添「第17全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会県予選会申込書」の前登録連盟欄に必ず入力すること。

☆申込時に当連盟登録会員でない場合には、群馬県剣道連盟まで、支部の事務担当者を介してメールで問い合わせること。

群馬県剣道連盟 gunkenren32712@aqua.plala.or.jp

6 試合方法

(1) 試合・審判規則

全日本剣道連盟試合・審判規則・同細則及び剣道試合・審判・運営要領の手引き（令和6年9月1日改訂）による。

(2) 試合方法はトーナメント戦又はリーグ戦方式とする。

(3) 試合は3本勝負、試合時間は4分間とする。試合時間内に勝敗が決しない場合はリーグ戦は引き分け。トーナメント戦は延長戦を行い、先に1本を取った者を勝ちとする。なお、延長に入ってからの試合時間は3分区切りで、延長3回で1回5分の休憩を取り、勝敗の決するまで継続する。

リーグ戦における順位の決定は、勝ち数の多い者、勝ち数が同数の場合は総本数が多い者、同数の場合は、同数者による一本勝負により決定する。試合時間は前記と同様とする。

7 剣道用具の取り扱いについて

本大会における、剣道用具の取り扱いについては、安全性・公平性の観点から以下のとおりとする。

(1) 竹刀については次の事項を遵守すること。また予選会当日に、計量・検査を必ず受けること。（検査本数は、3本までとする。不合格竹刀があった場合に追加の竹刀検査は行わない。）

●竹刀の長さ(全長・先革長)、重さ、太さ(先革先端対辺直角直径値および先端より8cmのちくとう部対角直角直径値)は、別添「竹刀の基準」のとおり。

●ピース(四つ割り竹)の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状の変更したものの使用は認めない。

(2) 小手については次の事項を遵守すること。

●小手は、こぶしと前腕(肘から手首の最長部)の1/2以上を保護し、安全性を保つため小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力がある。

●小手ぶとん部のえぐり(クリ)の深さについては小手ぶとん最長部と最短部の長さの差が2.5cm以内である。

(3) 面については次の事項を遵守すること。

●面ぶとんは安全性を保つため、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。

(4) 剣道着については次の事項を遵守すること。

●剣道着の袖は、安全性を保つため、肘関節を保護する長さを確保すること。(構えたときに肘関節が隠れること)

8 表彰

各区分1位(中堅・三将の部は2位まで)の選手を表彰することとし、令和7年7月13日(日)日本武道館において開催される本大会の群馬県代表選手とする。ただし、中堅・三将の部は年長者を三将の選手とする。

9 申込方法

出場希望選手は、各加盟支部の締切日までに、別添「第17回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会県予選会申込書」により各加盟支部へ申し込むこと。

各支部は、申込みがない場合にも「なし」と報告をすること。

選手の参加料は1人1,000円とし、各支部で取りまとめて大会終了後に振り込むこと。

10 その他

- (1) 傷害保険は群馬県剣道連盟にて加入する。
- (2) 組合せ及び審判員の委嘱は群馬県剣道連盟で行う。
- (3) 剣道具については、検査は実施しないが、あらかじめ各自、全日本剣道連盟の別添「剣道用具安全基準の検査要領」を確認して、基準に適用する剣道具にて参加すること。
- (4) ウォーミングアップを含め、面を装着する場合は必ず面マスクまたはマウスガードを装着すること。
- (5) フィジカルディスタンスや手洗い・うがい・消毒を励行し、新型コロナウイルス感染症対策を万全にすること。
- (6) 群馬県剣道連盟で撮影した写真が、新聞や群馬県剣道連盟ホームページ等で公開されることがある。
- (7) 新型コロナウイルス感染症等が感染拡大した場合などで大会を中止する場合は群馬県剣道連盟ホームページに掲載するほか、各支部に通知する。

II 竹刀の基準

一刀の場合

	対 象	中学生	高校生 (相同年齢の者も含む)	大学生・一般
長さ	男女共通	114センチメートル以下	117センチメートル以下	120センチメートル以下
重さ	男 性	440グラム以上	480グラム以上	510グラム以上
	女 性	400グラム以上	420グラム以上	440グラム以上
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	26ミリメートル以上
		ちくどう最小直径	20ミリメートル以上	21ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	25ミリメートル以上
		ちくどう最小直径	19ミリメートル以上	20ミリメートル以上

二刀の場合

	対 象	大学生・一般	
		大 刀	小 刀
長さ	男女共通	114センチメートル以下	62センチメートル以下
重さ	男 性	440グラム以上	280~300グラム
	女 性	400グラム以上	250~280グラム
太さ	男性	先端部最小直径	24ミリメートル以上
		ちくどう最小直径	19ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上
		ちくどう最小直径	19ミリメートル以上

令和2年2月

剣道用具安全基準の検査要領

1 検査の目的

本大会においては、剣道用具の安全性・公平性の観点から、本大会要項の順守を目的とし以下の要領で検査を実施する。

2 剣道用具確認証の提出及び竹刀計量・検査の方法（手順）

(1) 「剣道用具確認証」の取り扱い

検査員は、監督者または選手から大会で使用する剣道用具についての「剣道用具確認証」の提出を受け、内容の不備等ないことを確認し、竹刀の計量・検査を行う。

(2) 竹刀の全長を測定する。

(3) 竹刀の重さの計量を行う。

(4) 竹刀検査基準器を使用し、先革の直径（対辺値）、ちくとう直径（対角値）、先革長の測定を行う。

① ちくとう部の計測は、弦を外側に向けて計測した後、内側にもに向けて計測し、二方向とも計測する。二方向ともに基準値を満たしていない場合は不合格とする。

② ゲージでの計測に支障がある場合は、ノギスにて計測を行う。

(5) 竹刀形状の検査を行う。

① 竹刀のさきくれ、破損、ビニールテープ等を巻く行為はないか。

② 安全性を著しく損なう加工、形状の変更がなされていないか。

③ 先革、中結（位置 1/4）、弦等付属品の安全性に問題ないか。

④ ちくとう部に安全性を損なう不自然な隙間や大きな隙間はないか。

⑤ 竹刀のちくとう検量計測部位からひと節目、中結部付近、ふた節目の順で、対辺及び対角値が太くなっていく形状で、十分な太さはあるかノギスにて計測する。ただし、明らかに形状に問題のないものは、検量責任者の判断により計測を不要とすることができます。

(6) 上記の計量・検査に合格した竹刀（竹刀柄革中央内側）に検印を押す。

3 試合場での確認と処理

(1)竹刀について

- ① 審判主任及び審判員による検印等の確認。
- ② 対戦チームからの疑義の申し立てによる検印等の確認。

※剣道試合・試合審判規則第19条、第36条関係により処理する。

(2)小手について

審判主任及び審判員は目視により確認し、疑義がある場合は審判主任の指示で係員が監督または選手立会いのもと検査を行う。

規格外と判断したものについては罰則を設げず、次回以降の出場大会での是正を促す。

対戦チームからの疑義の申し立てについては認めない。

検査の方法は、該当者が肘を付いた状態で手首の可動部分までを測定し、その $1/2$ を以って判断する。

布団部のえぐりの深さは小手ふとん最長部との長さの差が 2.5 cm 以内かどうかで判断する。

(3)面及び剣道着について

面布団の長さ及び剣道着の袖の長さについては試合上の公平性、相手への影響は大きくないと考える。このことから、選手本人の試合での安全確保についての義務は、「剣道用具確認証」の提出を以ってなされていると解釈する。したがって、規格外のものを使用した試合者には、試合終了後、原則、審判主任から監督（登録のない場合は選手）に注意を行い、次回以降出場大会での是正を促す。

(4)当該団体戦または個人戦の第1回目の試合場には、「剣道用具確認証」の写しを備え、検量責任者の確認印を以って剣道用具の使用に関する資料とし、確認が必要な場合に使用する。第1回目の試合の終了を以って大会本部が回収する。

(5)剣道用具に不備があった場合は、「剣道用具確認証」の内容に誤りがあったと判断し、当該団体（都道府県）の責任において是正するよう書面をもって通知する。

※(2)(3)については、当該団体戦または個人戦の第1回目の試合後のみ確認し、以降の試合での確認、注意を必要としない。

見本

審判主任	検査所責任者

剣道用具確認証

○○大会会長 殿

本大会の出場にあたり、使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に即し、下記項目の確認いたしました。

日付：_____年_____月_____日

_____都・道・府・県

選手氏名：_____印

記

1) 竹刀関連：検査本数：合計_____本（大会検査所提出本数）

- 竹刀の長さ（全長）が適正
- 竹刀の重さが適正
- 竹刀の先革先端部の太さ（対辺）が適正
- 先から8センチメートル部分のちくとうの太さ（対角）が適正
- 先革の長さが適正
- 中結の位置（=全長の約1/4）が適正
- 各ピース（竹）の間の隙間がない
- 破損・ささくれはない
- 不当な付属品を使用していない
- 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない

2) 小手関連

- こぶしと前腕（肘関節から手首関節の尺骨側（最長部））の1/2以上を保護している
- 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さは小手ぶとん部最長部と最短部の差が2.5センチメートル以内である
- 小手頭部・小手ぶとん部の十分な衝撃緩衝能力がある

3) 面関連

- 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
- 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある

4) 剣道着関連

- 袖の長さについて、肘関節の保護ができる（構えたときに肘関節が隠れること）

以上